なかい戦略みらい会議設置要綱

(目的)

第1条 中井町における地方創生にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、なかい戦略みらい会議(以下「戦略会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 戦略会議の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 中井町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関すること。
 - (2) 中井町人口ビジョンに関すること。
 - (3) 中井町総合計画の策定に関すること。
 - (4) その他、中井町におけるまちづくりに関すること。

(組織)

- 第3条 戦略会議は、産業・経済、行政、大学・研究機関、金融機関、労働、 メディア等に係る委員をもって構成する。
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、戦略会議発足時の委員の任期は、平成 29年3月31日までとする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(座長及び副座長)

- 第4条 戦略会議に座長を置き、互選により選出する。
- 2 戦略会議に副座長を置き、委員の中から座長が指名する。

(会議)

- 第5条 戦略会議の会議(以下「会議」という。)は、座長が招集し、その議長 となる。
- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求める ことができる。
- 3 座長に事故あるときは、副座長がその職務を代行する。

(部会)

- 第6条 戦略会議は、その所掌事項に係る専門的事項を分掌させるため部会を 置くことができる。
- 2 部会の運営等については、別途定めるものとする。

(庶務)

第7条 戦略会議の庶務は、企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。